

裏面白紙

明治十九年三月四日

- 311 -

久義客舍

號

昭和二十年勅令第五百四十二號ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令  
令に關する件に基き昭和二十一年大藏省令第四號日本證券取引所の有  
板證券賣買取引業者別會計に屬する財務に關する件を、次のよう  
改定する。

昭和二十二年三月一日

大藏八仲石橋湛山

司法大臣木村鶴太郎

第一條 この省令施行の際現に日本證券取引所の有價證券の有価證券買取引事業特別會計に属している財産は、この省令施行の日から日本證券取引所に属しないものとし、これを法人とする。

前項の規定による法人へ以下特別財産といふ。一は、開港権監理委員會が、これを管理する。

第二條 特別財產に屬する財産の賃與及び盤分をなす権限は、開港、機關整理委員會に事務する。

特別財產に属する訴については、開港権監理委員會を以て原告又は被告とする。

第三條 この省令施行の際現に存する日本證券取引所に對する債權で、從前の第二條に規定するものは、この省令施行の日から、特別財產に属する債權となるものとし、日本證券取引所の他の財産については、その無効を受けることができないものとする。

前項に規定する特別財產に属する債權は、大藏大臣及び司法大

裏面白紙

313

旨の指示に従つて、これを辨別しなければならない。

第四條 特別販賣の管理に従事する事務は、本職又は監督に屬する。

附則

この省令は、關稅機關整理委員會の成立の日から、これを施行する。

この省令施行前に至した行為に對する罰則の適用については、左記前項の例による。